

## 石橋忍月に関する基礎的覚書

— 石橋忍月研究余録(承前) —

嘉 部 嘉 隆

本稿は、副題を以て示しているように、本誌前号に掲載した拙稿の続篇である。前稿<sup>(金)</sup>において書き残した問題点、執筆時には不明であったがその後判明した事実などを中心に、稿をすすめることにする。前稿において引用した忍月の伝記についての文献は次のとおりである。

- ① 石橋忍月評論集(岩波文庫 昭14) 解説 石橋貞吉執筆
- ② 石橋忍月の金沢時代(『文学・語学』第二十四号 昭37・6) 藤田福夫
- ③ 石橋忍月(『朝日ジャーナル』昭37・6) 山本健吉
- ④ 石橋忍月(『近代文学研究叢書』24) 昭和女子大学近代文学研究室編 昭40・11) 本文・高橋由美子執筆、年表・菅原乙子編
- ⑤ わが家の百年——批評家、高等官試補に失落す(『中央公論』昭42・3) 山本健吉
- ⑥ 明治の文学者の一経験(『季刊芸術』昭42・4) 山本健吉
- ⑦ 石橋忍月年譜(『日本現代文学全集』8) 講談社 昭42・11)

榎本隆司 畑実編

⑧ 年譜「石橋忍月」(『明治文学全集23』筑摩書房 昭46・8)

栗林秀雄編

以上のほか、本稿では

⑨ 忍月の後半生(『書物往来』第十八冊大15・4) 相良武雄

⑩ (山本健吉氏の筆者宛の御教示 昭49・8・22)

を追加し、①⑩を引用する場合は、題名などを省略し、番号で示すことにする。本稿も前稿と同じく、時代を追いながら稿を進めてゆきたい。

忍月の生年月日については、筆者は資料を重視して、九月一日説を採ったが、⑩によれば、

十一月二日説 別に根拠ないと思ひます。一つ考へられるのは、柳田泉氏から忍月について問ひ合せがあり、母翠が答へたといふことを母自身の口から聞きました。その答への中に生年月日についての内容を含んでゐたかどうか、不明です。(ハ略)こ

れについて母が父から何か聞いてゐたのかどうか、それも分らないのです。(略)

⑤の「養元にはみつえという娘があった。養元はみつえをめあわすつもりで、忍月の養子に迎えたのだらうか。」という記述は、⑩によれば「私の臆測にすぎません。(中略)ミシといふのは聞いたことがないので、みつえの誤記かとも思ひます」とのことである。金沢時代の除籍謄本によれば、ミシは蒲池敬太郎と離婚後、

明治参拾六年五月式拾五日富山県西礪波郡福光町大字福光村六千八百六拾式番地坂本仁三郎ト婚姻届出

とあり、どうやらミシは山本健吉氏のいわゆる「みつえ叔母」らしく思われる。

忍月の上京については④に

明治十五年(一八八二、十八歳)上京、十六年(推定)大学予備門に入学。

とあり、⑤では

明治十五年に上京、十六年九月に、東京大学予備門に入学した。儒者山田真南の家に書生をして、苦学しながら大学へ通った。

とあるが、筆者は以上の点については確認できなかった。山田真南に關しては『捨小舟』の「捨小舟のはしがき」の付記に「予が常に畏愛する法学士山田真南先生より序文の贈与を辱ふせり」云々とあつて、儒者であつたかどうかは確認できなかったが、明治二十一年

には法学士ではあつたようである。

大学予備門は、明治十九年四月二十九日に第一高等中学校となつた。<sup>(注2)</sup> 忍月は二十年七月十五日に第一高等中学校を卒業、二十年九月二十七日に帝国大学法科大学法律学科独逸部に入学している。独逸部の入学者は十九名で、忍月の名前はその後記されている。<sup>(注3)</sup> 東京大学は明治十九年三月一日、帝国大学令が勅令として公布され、帝国大学に改組されている。④は正しく「帝国大学」と記しているが、⑦⑧はともに「東京帝国大学」と誤っている。東京帝国大学という名称は、明治三十年六月二十二日、勅令により京都帝国大学が設立されて以後に使われるようになるのである。

大学を卒業したのは、明治二十四年七月十日である。帝国大学法科大学法律学科においては明治二十四年に

本学年ノ初ニ法律学科ヲ改正シ本科参考科ノ二トシ本科ニ於テハ本邦成典ニ拠リ授業シ参考科ニ於テハ專ラ外国法律ヲ講習スルモノトシ而シテ之ヲ三部ニ分チ英法ヲ参考スルモノヲ第一部トシ仏法ヲ参考スルモノヲ第二部トシ独法ヲ参考スルモノヲ第三部トス

というように、従来の名称を改めているので、忍月は、帝国大学法科大学法律学科参考科第三部卒業ということになる。<sup>(注4)</sup> ④は「参考科」ということばを落しており、⑦⑧は④の脱落をそのまま受けついでいる。吉田精一氏は、「九月東京大学法律学科に入学、二十四年(一八九一)七月参考科第三部卒業」と書いている。<sup>(注5)</sup>

内務省に入つたのは明治二十四年八月二十七日付である。<sup>(注6)</sup> ④は

七月とし、⑦は「卒業と同時に『国会』を退社、内務省県治局に勤めた。高等官試補となる」と記し、⑧は⑦をほぼ受けついでいる。内務省試補として庶務局に勤めた。<sup>(注9)</sup>山本健吉氏は高等官試補と称している。広い意味ではたしかに高等官試補であるが、厳密には内務省試補である。④は厳密に内務省試補としている。なお、内務省内における所屬を、①をはじめ④⑦⑧すべて県治局としているが、官報によれば庶務局である。

内務省を辞したのは、明治二十五年十一月五日付である。<sup>(注10)</sup>④は十一月三日としている。⑦⑧は、単に十一月としている。

金沢時代の忍月については、②が極めてくわしい。弁護士開業に關しては、

退社後、はじめて弁護士開業の広告の見えるのは二十八年<sup>マ</sup>十八日で「(広告文省略)」とある。開業準備期間が必要だったとも思われるが、赤羽の文<sup>(注11)</sup>とこの広告との間が大体開業時期であろう。とある。月が脱落しているが、前後の関係から二月と推定できる。ところで、②には弁護士の資格を得たのがいつなのかは記されていない。弁護士名簿に登録されたのは、明治二十八年一月三十一日である。<sup>(注12)</sup>弁護士としての忍月は②では「事務所は後ほどなく(所在地名省略)」に移り<sup>(二八、三)</sup>また(所在地名省略)に出張所を設け<sup>(二八、三)</sup>(事務員を置いている。これによってその弁護士業は相当手広く営まれたことも知り得るのである」というが、⑨によれば、

その中新聞社ともいろんな関係から退社することゝなつたが、

如何に生活の爲めとはいひながら、金沢で弁護士となつたのである。これには知つたものは呆れた。法学士の肩書があるから、昔はいくらか法律を嗜つたかも知れぬが勿論弁護士など出来る訳は無い。

しかし田舎は難有いものだ、従来の名声の隋力と、その頃田舎では珍らしかつた法学士の肩書をいふて、依頼客は雲集して一時は月収五百円以上もあつたがそれも束の間、いくら田舎人は正直でも、法律の法の字も知らぬ弁護士は御免だとして、終には月収二十円内外となつた。これではとても溜らぬとて夜逃同様に東京へ出た。

と書かれている。もつとも⑨はかなり感情的な書き方である上、事実の上でも誤りがあり、全面的には信はおけないように思われる。

なお②には落ちてゐるが、忍月の養父養元が、本籍を福岡県の福島町から金沢へ移したのは、明治二十九年三月三十日である。恐らくこの頃に養元は金沢に移つたのではなからうか。

金沢時代の著作のうち「百々逸俗解」について、②は「人文字」と共に「明治文庫」に収められている。「百々逸俗義」の初稿と思われる。(中略)品川子爵戯作として文にまことが書かれるものか筆は狸の毛ぢやものを第四稿(略)で評釈しているのは忍月とかつての上官であつた品川との関係を示すものとして注目されよう。

と記している。⑨では

この男の北国新聞に書いたものと忍月の分と纏めて後に「明治

小説文庫』に載つたのである。その中の『百々逸釈義』は悠々が新聞に書いたのを後には忍月の名で出版されたのである。

という指摘があるが、根拠が記されていないので真偽は不明である。しかし『短篇明治文庫』には忍月名の三篇のほか、桐生愈唐名で『紅花染』という作品、宇田川文海の「但馬行李」が収録されており、悠々の作品を忍月名で収める必要はないように思われる。

「東髪娘」に関して②は「二十九年七月、雑誌『文芸倶楽部』に再録された模様である」と記しているが、厳密には六月、七月の二回にわたって第二巻第七編、第八編に分載されている。これは④も記録している。

金沢を離れ再上京した時期を明治三十年十一月下旬のことと②は推定している。弁護士登録を金沢地方裁判所から東京地方裁判所検事局へ登録したのは明治三十年十一月四日のことである。<sup>(注15)</sup>

前稿にも記したが、④では

その十二月妻子共に上京した。上京後、元田肇の法律事務所に勤め法曹業務の傍ら「新小説」の編集に従事した。

となっている。⑨には

妻君が出産して七夜も済むか済まぬに妻子を連れて出たのである。これは明治三十年の春頃のことであった。

東京へ出ては元田肇の法律事務所に籍を置き、傍ら『新小説』に筆を採つた。といふても小説では無い漫画の言葉書きであった。

とあるので、④の「元田肇の法律事務所」云々は、文章の類似からも⑨からの引用ではないかと思われる。前稿に紹介した『新小説』の広告は、第三年第二巻(明31・2・5)から掲載され始めている。印刷期間などを考慮すると、三十一年一月には、銀座に事務所を持ったようである。この広告は、第四巻(31・4・5)にも掲載されたが、第三年第六巻(31・5・5)には、

転居

今般左記の処に転居し従前の通民事商事行政の訴訟代理弁護及鑑定に依頼に応ず

法学士

石橋

友吉

東京京橋区北  
槇町十六番地

と、転居通知を兼ねた広告にかわり、以後、北槇町の表示による広告が、第七巻(31・6・5)第九巻(31・8・5)に掲載されてい<sup>(注16)</sup>る。弁護士としての広告は、このあと第四年第一巻に年賀広告として出され、以後見当らない。以上の広告を考えあわせると、⑤の「落着いたのは京橋区北槇町である」という記述は、銀座時代をとばしてしまっていることになり、⑦は⑤をまちがって「槇町」と受けつぎ、⑧は⑦をそのまま引き写しにしたに過ぎないようである。

東京での忍月の弁護士活動において、記録に残っているのは「新著月刊の裸体画事件」である。『新著月刊』が、裸体画を掲載したため、風俗壊乱で後藤宙外が起訴されたのを弁護して勝訴してい

る。もつとも弁護士人は忍月一人ではなかったようであるが、この件については、⑦ではじめて記載されたが、明治三十一年の項に「この年、『新著月刊』に裸体画を掲載して起訴された後藤宙外らの弁護をし、勝訴」とだけ記されている。⑧では、少々くわしく「この年、『新著月刊』の口絵に掲載された裸体画の風俗壞乳問題について、かねて告訴されていた後藤宙外らを弁護し、五月末、控訴院で無罪の判決があった」となっている。事実としては五月三十日に東京地方裁判所で無罪の判決があり、さらに控訴されて七月十八日に控訴院で無罪の判決があったのである。<sup>(注18)</sup>⑧は一審と二審とを混同してしまっているのである。

忍月の法律関係の著書については、前稿で『<sup>法</sup>親族篇通解』を紹介した。前稿においては、著者石橋友吉が忍月であるかどうかの確証を示すことができなかったが、その後の調査で忍月の著作であることが確認できた。『<sup>新</sup>小説』第四年第一巻(明32・1)所載「春陽の陽秋」という、野口寧齋の漢詩形式の書評に「親族篇通解(忍月)」とあり、著者が忍月であることが明記されている。なお、この「春陽の陽秋」は④⑦⑧とも忍月の著述であるかのように記載しているが誤りである。「春陽の陽秋」には、藤村の「夏草」についても同形式の批評が載っている。「親族篇通解」は明治三十一年八月頃に出たらしく、『<sup>新</sup>小説』第三年第九卷(31・8・5)に「八月下旬発行」という予告を含む広告が一ページをつぶして載っており、また第十卷(31・9・5)にも発行予定期日を除いて掲載されている。しかし、この両回ともに定価欄、郵税欄は空白になってお

り、ただ「四六版美本紙数凡三百頁」という文言が入っている。広告文中には「右は石橋法学士が最も平易なる用語を以て最も俚耳に入り易き様著述せられたる者にして其理は高遠なるも其説明は卑近にして引例の如きも最も通俗なる者に採りたれば(後略)」という解説もある。この本の広告は『<sup>新</sup>小説』では二度しか見られず、あとは、『<sup>新</sup>小説』の懸賞和歌などの賞品には何度か見られている(四等の賞品)ので、案外売れ残ったらしい。しかし、現存するものは公共図書館には少ないらしく、東大の図書館にも国会図書館にも、最高裁判所の図書館にもなく、また忍月が後半生を過した長崎の図書館にも所蔵されていない。所蔵目録だけを見れば法務省の図書館にもないようである。

同じ頃の忍月の著述に『東洋大都会』がある。発行所はやはり春陽堂で、前田暉山との共著ということになっている。著者名の表記は、石橋忍月であって本名ではない。明治三十一年の『<sup>新</sup>小説』に広告が数回出ているが、三十二年には「改正再版」の広告が現れる。これによれば、「定価卅五銭郵税六銭」だが、版型、頁数などの記載はない。広告文を引用すれば、

初版発售してより大方の喝采を博し忽ち再版の已むを得ざるに至る書中載する所東京の沿革、地理、高低表、(中略)劇場、俳優、寄席、芸妓、遊廓、名所古跡、花月の葉、里程表、年代表、各国度量衡対表、縮尺四万分之一東京大地図其外数十種荷しくも東京の案内を記すに於て毛糸の微と雖も記さざる事な

し、地方人士が東京遊覧の指南車として本書にまざるものあらざらん。

とある。この広告でその内容は知れるわけであるが、果して実際に忍月自身が執筆したのか、名前を貸しただけなのか不明である。この書は『明治文学書目』にも記載がない。筆者も未確認であるが、一応紹介しておきたい。

忍月が実際に長崎に赴いたのはいつごろなのか確認できないが、長崎地方裁判所判事の辞令は明治三十二年六月十六日付である。判事に任官したのも同日付であるが、発表された日は異っている。まず六月十七日の官報に、

任判事

叙高等官六等

という記事が「叙任及辞令」欄に載り、さらに七月三日の官報に、

補長崎地方裁判所判事

九級俸下賜(以上十六日)司法省

長崎地方裁判所判事

判事 石橋友吉

という辞令が出ているのである。発令が同じ日付であっても、発表日が異っているということは、あるいは、忍月が長崎へ行くことに難色を示したとれないこともない。この点に関しては、幾通りもの解釈が可能であろう。なお、つけ加えておけば「新小説」では、第三年第十一卷(注20)(明31・10)より以後、忍月と署名した記事は少なくなるようである。この頃から忍月は『新小説』の編集を他に譲つたのではないかと推察される。あるいはこのような文学活動との関

連も判事任官の一面にはあつたのではなからうか。

長崎地方裁判所の判事として長崎に赴任したことは、④⑦⑧とも「三十二年六月」として記載している。しかし、判事をやめ弁護士になった時期に関しては、④⑦⑧ともにあいまいである。④は「幾ばくもなく同地で弁護士業を開業、以後十数年に及んだ」と記し、⑦では「間もなく判事をやめ、長崎で弁護士を開業」、⑧では「ほどなく判事をやめ、同地で弁護士業を開業」と、いずれも明治三十二年の項に入れていいる。しかし、判事をやめたのは、厳密には明治三十三年一月十七日付で、官報明治三十三年一月十八日に、

依願免本官

判事 石橋友吉

と出ている。また、長崎において弁護士資格を得たのは、二月九日で、二月十七日の官報に、

石川県平民石橋友吉ノ請求ニ依り本月九日長崎地方裁判所検事

局ニ於テ弁護士名簿ニ登録セリ

と出ている。

長崎時代には、忍月は政治活動を行った。④は「政友会の闘士の一人となった。(中略) 県会議員、市会議員に当選したが、代議士には敗れた」と記している。⑦では市会議員、県会議員については、よりくわしく記しているが、代議士については触れていない。⑧は⑦を全く踏襲している。

まず市会議員であるが、⑦は明治三十七年の項に、「この年、長崎市会議員となる」と記している。この選挙は三月二十九日に行われ、忍月は最高点で当選している。ちなみに投票総数三三四票、忍

月の得票数が二〇二票、二位が山口吉平一九〇票、三位森泰二郎一八〇票（以下省略）となっている。得票総数が投票総数を遙かに上まわっているので、連記式ではないかと思われる。

県会議員については、⑦は明治三十八年の項に、「三月、長崎県会議員の補充選挙に出馬し、次点となる」と書いている。補充選挙というのは、「人口増加の結果当市より選出さるべき一名の県会議員選挙」ということで、議員定員の増加によるものらしい。ただし、⑦の「次点となる」というのは、厳密に言えば正しくない。

『東洋日の出新聞』によれば、「当市よりは重藤氏対石橋氏候補者妥協の結果重藤氏候補者に確定したるを以て無事平隠に結了し重藤氏当選は間違ひなかるべく（略）」と、忍月は立候補を辞退しているのである。土地の有力者たちが候補者を一人にしぼろうとしたらしく、二人の間をさまざまに斡旋した。忍月はなかなか譲らなかつたが、結局抽籤ということになり、その結果忍月はずれて立候補辞退ということになった。選挙が行われたのは三月二十三日、抽籤が行われたのは三月二十日であった。

忍月は県会議員にさらに挑む。大正五年のことである。⑦は「九月二十八日、長崎県会議員補欠選挙に出馬し、次点」と記している。この時は投票総数五、五八七票で、当選が岡部忠太郎（同志派）一、一九七票、次点が石橋友吉（政友派）八六四票であった。

代議士に立候補したのは、大正六年である。この年四月二十日に行われた衆議院議員選挙に立候補した。候補者は三人で、投票総数

一、八〇六票、当選が小川宙六の六九〇票、次点が石塚甚之助の五六〇票、石橋友吉は五四三票となっている。

県会議員に当選したのは、大正八年である。⑦は、「九月、長崎県会議員総選挙に長崎市から立候補（政友会）して最高点で当選（十二年九月まで）」と記している。投票総数二、三五〇票、忍月の得票は最高点の四六五票（定員六名）であった。もっとも『東洋日の出新聞』は「石橋友吉（新政）」としており、政友会となっていない。

忍月の長崎時代における文学者としての活動については、④ではほんの少々触れているだけである。「中央文壇とは縁を断っていたが、『あざみ会』という俳句の同好会を設けたり、地方新聞に随筆や紀行文などを寄せ、依頼されると校歌や会歌などを引き受けた」と記すのみで、著作年表にも四つほど取り上げているに過ぎない。俳句について、「業績」の項でふれているが、⑦になると、長崎時代がくわしくなっている。⑦の附記に「作製にあたって、山本健吉氏より貴重な資料を借覧し、二、三の文献を参照させていた」とあるが、恐らくはそのことが長崎時代の記述を充実させたのである。稲垣達郎氏は「長崎時代の社会評論（文字通りの管見に過ぎないが）」にも、まま見るべきものがあることを言いつえておこう」と書いている。

ところで、その⑦に記述されている忍月の著作については、「長

「崎新報」(およびその後身の『長崎日日新聞』)は、所蔵が確認できる唯一の公共図書館である長崎県立図書館にも欠号が多く(というより、切れぎれに部分的に所蔵されていると言った方が正しいようである)、確認できたもの、あるいは⑦に追加できるものは、極く少数にしか過ぎない。確認できたものとしては「冬の花」(明40・1・1)「嫁が君」(明45・1・1)「薫風三千里」(大3)などである。「薫風三千里」は⑦では大正三年の項に

五月十日、長崎を出発、八月にかけて、東京、諏訪、木曾路、宇治ほかを歴遊。その時の旅行記「薫風三千里」を新聞に連載。

と記されているだけである。新聞とは『長崎日日新聞』であり、七月二十一日に「其一」が掲載され、途中、若干の休載もあるが八月十日の「其十三」(実際には十四であるが、三は誤植または誤記と思われる。7・29に「其八」が載り、7・30、7・31は休載、8・1が欠号、8・2休載、8・3「其十」以下十三までは順を追っている8・9に「其十三」が載っている。もっとも、「其八」の最後に「コレにてしばらく休掲」と書かれているので、8・1も休載の可能性があり、そうだとすれば、最終回の「其十三」は、それまでの回数に誤記を正したとも解釈できる。)で「完」となっている。

#### ⑦の明治四十年の項に

十月二十三日、俳句同好会金谷会を組織し、その発会式を玉川亭にもつ。長崎新報紙上に同会の吟詠が掲載されることなる。

とある。俳句は明治四十年一月一日の『長崎新報』紙上に「我家の新年」と題して二十句が萩の門忍月の名で載せられているのをはじめ、かなり頻繁に『長崎新報』紙上に見られる。あいにく十月は欠号で、金谷会の発会式の記事は見られなかったが、十一月には「新報俳壇」という名で金谷会のメンバーの句が掲載されている。同じ十一月の紙上には「忍月萱堂七十賀(寄菊)ノ右屈先同上十一月十日切」という俳句募集の記事が見え、さらに十一月十四日の「新報俳壇」には、「忍月萱堂七十賀(寄菊祝)」としていくつかの句が並んでいる。さらにこれらの句の前書きとして、

予が生母(石橋ふく子)今年古稀の寿に達す金谷会の諸彦玉吟十数句を寄せて以て其寿を祝し玉ふ乃ち茲に之を掲載して永く一家の記念となすといふ(忍月生識す)

という記事が見える。恐らくはこの記事が⑦の「この年、生母フク古稀を祝う」という記載の原拠になったのであろう。しかし前稿で指摘したように、フクの生年月日が除籍簿の天保十年十二月十四日であるかぎり、フクは古稀に達していない。あるいは少々繰上げたのであろうか。「十二月十四日」生まれのフク古稀の賀を十一月十四日の紙上に発表しているのは、単なる偶然ではないような感じもある。

⑦には落ちていたが、『長崎新報』明40・4・2と4・3に「瑕疵満面の教科書(尋常小学三年用修身書の素人評)」と題する教科書批判が石橋友吉の名で分載されている。前半は仮名遣いの問題などを取り上げ、後半では文章の問題を論じ「児童の父兄は必ず一読



せよ」。「小学校の諸先生にも一読を乞ふ」などと附している。少々あげ足取りの感もなくはないが、読者の反響は大きかったらしく、さらに「続教書論」を三回にわたって発表している。(一の掲載日は新聞欠号のため未確認。二が4・9、三が4・10に発表され「をはり」となっている)

金谷会がいつまで続いたのかもはっきりしない。明治四十二年頃には、まだ金谷会の名による俳句が『長崎新報』紙上に掲載されている。しかし、大正三年になると『長崎日日新聞』紙上には見当たらないようである。当時忍月の作句熱は多少おとろえていたようである。むしろ田士英の方が活躍している感がある。④において「大正十一年の春、来訪した虚子のため長崎で歓迎句会を開いた。この時士英、忍月が中心になって同年四月、『あざみ会』を結成した」とあり、当然この時には金谷会はなくなっていたのであろう。

なお「長崎の文学」の「石橋忍月と山本健吉」という項には「晩年には忍月会という俳句の会を催し、作句に親しんだ」と書いているが、この本は諸書の寄せ集めの上、事実上の誤りも多く、長崎在住の有利な点を全く生かしておらず、「忍月会」に関しても出所不明のため信が置けないようである。

『長崎新報』紙上には、忍月の本職である弁護士としての広告が見うけられる。明40・4・25の広告には

当事務所儀昨春以来専ラ民事々件ノミヲ取扱ヒ刑事々件ヲ謝絶  
致居リ候処改正刑法ノ実施將ニ近キニアラントスルニ付刑事弁

護の必要頗ル重キヲ感シ爾来民刑事事件トモ併セテ之ヲ取扱ヒ誠  
意勉勵依頼者ヲシテ遺憾ナカラシメンコトヲ期ス

長崎市磨屋町四十一番地

弁護士 石橋 友吉

法律事務所

(電話八三五番)

とある。42・1・28にも広告が載っている。

③によると、「私が生れたのは長崎市磨屋町の家で(中略)この家については私の記憶はまったくない。父が死んだのは銅座町の家で(中略)そのあいだに、四軒の家を転々と移った」そうだが、忍月がいつからいつまでどこに住んだかは、記録は残っていない。長崎市役所で聞いてみたが、調査は不可能だろうということであった。しかし、忍月の子供たちの出生地などによって、ほぼその順をたどることはできる。

明治43・1・25

今町八番地

大正2・4・7

本博多町四十八番地

大正7・9・29

本紺屋町十九番地

大正11・3・14

銅座町二十一番地

なお、『長崎新報』明42・1・28の広告ではまだ磨屋町になっていた。

以上のほか、『新小説』(明32・6・5)の「こしかた」に、

「明治廿二年の頃余がまだ本郷に下宿して大学に通つてゐる時分」という記述がある。

今回も、未調査や不明の部分がだいぶ出てしまった。忍月の父、茂に関しても未調査である。忍月の少年時代あるいは上京の時期、予備門入学時などの資料も得ていない。また明治二十五年十一月から明治二十六年十一月に金沢に赴くまでの忍月がどうしていたのかも不明である。しかし、多少は従来<sup>○</sup>の誤りを正すことも出来、新しい事実をつけ加えることも出来た。調査に当つては②④および⑦から受けた恩恵は大きかった。反面、事典類など、多少とも忍月に触れたもので誤りのないものはなかったと言つてもいいほどであった。

本稿はあくまで基礎的な問題について触れただけであつて、本格的な忍月論ではない。しかし忍月を論じるに当つて基礎的な問題を蔑ろにし、事実の誤りの上に論を展開することも、また妥当とは言えないであらう。

今回の調査に当つては、大阪府立中之島図書館、国立国会図書館、最高裁判所図書館、日本近代文学館、長崎県立図書館の司書の方々には特にお世話になった。また、前稿に対して山本健吉氏より御教示を賜つた。記して感謝の意を表する次第である。

## 註

1 『樟蔭国文学』第十二号（昭49・9・10）所収「石橋忍月研究余録」

なお、右の拙稿には誤植が多いので、この機会に訂正しておきたい。

無量寺院 すべて無量寿院の誤り。

37ページ下段 4の二行目「金沢市味噌蔵町」は「金沢市味噌蔵町」の誤り、

34ページ下段一行目 点も出て来る山本氏→点も出て来る。

山本氏

## 2

大学予備門の修業年限は、明治十六年段階では三年であつたようである。明16・7・16付の官報の広告によれば「東京大学予備門生徒募集広告」として「当門本費第一級ヨリ第三級マテ各級へ生徒ヲ再募集シ九月上旬試業の上（略）」とあり「第三級（最下級）入学試業課目」が示されている。ところが、明治十七年になると、同じく官報に（明17・6・11）「東京大学予備門生徒募集広告」が出てゐるが、これには「今般当門ニ於テ学科ヲ改正シ左表ノ通り最下級ニ第四等ヲ置キ」とあり、修業年限を四年に変更しようである。漱石の談話「私の経過した学生時代」の「四」に「始め予備門の方の年数が四ヶ年、大学の方が四ヶ年、都合大学を出るまでには八年間を要することになつてゐたが、私の入学する前後はその規定は變じて、大学三年、予備門五年と云ふことになつた。（中略）その予備門五年

## 3

をも亦二つに分ち、予科三年、本科二年といふ順序でした」とあるが、前記の官報の広告から考えると、この漱石の談話は、記憶がいではないかと思われる。

なお、文部省令第十六号(官報明19・7・1)によれば「高等中学校ノ修業年限ハ二箇年トス」(第二条)とあり、また「高等中学校ニ於テハ予科ヲ置クコトヲ得此場合ニ於テハ尋常中学校第三年級以上ノ学科及其程度ニ拠ルモノトス」(第七条)ともある。この場合、高等中学校は二年が修業年数と考えるべきであろう。

④⑦⑧いずれも第一高等中学校の独法科卒業としているが、高等中学校に果して独法科というような「科」があったのかどうか、筆者は未調査である。しかし、注2の官報(明19・7・1)には「各学科授業ノ時数」のただし書に「工學志望生ニハ此科ヲ課セス」「理學志望生ニハ第二二年ヲ缺ク」とあり、その欄の説明が「表中法學醫學工學理學トアルハ主トシテ分科大學ヲ指シタルモノナリ」となっていることから判断しても、また、明20・7・16の官報に「第一高等中学校卒業証書授与式」という記事があり、この中に「本學年卒業生徒ノ員數ハ法科大學法律學第一科へ進入スヘキ者三十六人同法律學第二科へ進入スヘキ者十七人同法律學第三科へ進入スヘキ者十九人(中略)合計百八十九人ナリ」という記述があることから判断しても、進学のコースは定まっていたにしても、「科」としての名称があったかどうか疑問である。

## 4

法科大学は、明20・9・12に学科課程の改正で「法律學第一科及第二科ヲ改メテ単ニ法律學科ト稱シ該學科中ニ独逸部ヲ増シテ之ヲ英吉利部、仏蘭西部及独逸部に分チ(略)」となつてゐる。修業年限三年で、各部の各学年の教科目と毎週授業時間数も決められている。(以上官報による)

## 5

この時の独逸部入学者十九名のうち、十八名までが、明23・7・10付で「法科大学法律學第三部」を卒業している。翌月は卒業が一年遅れたわけである。入学者名の順序は、高等中学校の卒業時の成績の順位を示すものと思われる。

なお、⑦の収録されている『日本現代文學全集 8』の『石橋忍月入門』の中で、瀬沼茂樹氏は「明治二十一年九月、東京帝國大學法科大學法律學科独逸部に入つた」と書いている。大學の名称の誤りもさることながら、年代も明らかに誤りである。もっとも、瀬沼氏は卒業の際の学科は「法律學科(參考科第三部)」と正しく記している。

## 6

この年の法律學科參考科第三部の卒業生は八名で、石橋友吉という名はその最後に記されている。この順序もやはり卒業時の成績の順位のようにである。(官報24・7・11)

## 7

「石橋忍月」(『評論の系譜46』『國文學 解釈と鑑賞』第36巻第4号 昭46・4)のち『近代文芸評論史明治篇』(至文堂昭50・2)に再録。

## 8

官報第二四五〇号(明24・8・28)に  
内務省試補ヲ命ス年俸四百五十円下賜

石橋友吉

- 9 官報第二四五一号(明24・8・29)に  
 庶務局勤務ヲ命ス 内務省試補 石橋 友吉  
 とある。県治局勤務は、その一人前に名前の載っている鬼頭玉  
 汝である。もっとも、以後退官までは官報を調査していないの  
 で、途中でかわった可能性もあるかもしれない。  
 官報第二八〇九号(明25・11・7)に  
 内務省試補 石田 氏幹  
 内務省試補 石橋 友吉  
 (各通)  
 依願内務省試補ヲ免ス(以上註<sup>11</sup>内務省)  
 とある。④が十一月三日と誤っているのは単なる誤植ではない  
 かとも思われる。
- 11 ②の、引用を省略した部分に  
 北国新聞紙上には二十八年二月三日号に社長赤羽万次郎が  
 「送石橋君」を書き(以下略)  
 とあり、この「送石橋君」を意味している。  
 官報第三四七五号(明28・2・1)に  
 福岡県平民石橋友吉ハ去月三十一日金沢地方裁判所検事局ニ  
 テテ弁護士名簿ニ登録セリ  
 とある。
- 12 桐生悠々のこと。(当時はむしろ桐生愈唐と称していたように  
 あるが、⑨では悠々と書いている)
- 13 もっとも、北国新聞紙上も忍月名で発表したようなので、単行  
 本だけ悠々の名にするわけにはゆかないであろう。北国新聞紙  
 上のものは悠々の代作の可能性はあるが、⑨の証言だけでは決  
 定的とは言えず、むしろ②の品川弥二郎との関係の指摘からも  
 代作の可能性は少ないのではなからうか。  
 官報第四三〇七号(明30・11・8)に  
 金沢地方裁判所所属弁護士石橋友吉ノ請求ニ依リ本月四日東  
 京地方裁判所検事局に於テ弁護士名簿ノ登録換ヲ為セリ  
 とある。
- 14 所在地はやはり京橋区北横町である。「新小説」第四年第一巻  
 というと、明32・1の発行である。忍月は明治三十一年末頃ま  
 では確実に弁護士業を営んでいたわけである。
- 15 「新小説」第三年第七巻(明31・7・5)の「時報」欄に「新  
 著月刊の新聞紙条例違反被告事件」として「石橋弁護士(忍  
 月)も其弁護人の一なり」と書かれている。  
 いずれも「新小説」中の「時報」欄による。「忍月」と署名が  
 ある。
- 16 注16とも関連してくるが、官報には明治三十一年七月から三十  
 二年六月までの間石橋友吉の弁護士登録の取消し請求は見当ら  
 ないようである。また、忍月がどのようにして判事に任官され  
 たのか、全くわからない。
- 17 編集者として「忍月」と署名した記事はないと言ってよく、そ  
 の他の記事で三篇のみである。(④では「陽春の陽秋」を入れ
- 18
- 19
- 20

- て四篇としているが)  
十数年はおかしい。実際には約二十五年である。  
21 『東洋日の出新聞』による。以下、選挙関係の記述は、すべて  
22 この新聞によっている。  
23 ⑦の収録されている『日本現代文学全集8』の「作品解説」  
24 田中田士英、本名田中士英。  
25 ④には金谷会の記事がなく、⑦にはあざみ会の記事が欠けてい  
26 る。筆者は金谷会の存在は確認できたが、あざみ会については  
確認できなかった。  
27 昭47・11・5発行。編集責任者本田一夫。発行者長崎県高等学  
校教育研究会国語部会。  
除籍謄本による。ただし、これは出生地が居住地との前提のも  
とに成立つ推定である。大正2・4・7の場合は、出生地の記  
入がないので死亡の記事によった。これも死去地が居住地でな  
ければ、成り立ないわけである。